

路網の種類

林道

- ▶誰でも通行が可能
山村の交通路
- ▶セミトレーラー
トラック
普通車、林業機械
- ▶林道規程に合致
- ▶林道台帳に掲載

林業専用道

- ▶森林施業・出材に
利用
- ▶トラック、林業機械
- ▶林業専用道作設指針
- ▶林道台帳に掲載

森林作業道

- ▶森林施業・出材に
利用
- ▶林業機械
2tトラックを含む
- ▶森林作業道作設指針
- ▶設置主体による

林道規程は、林道の管理及び構造に関する基本的事項を定めたもの
林業専用道作設指針、森林作業道作設指針は県HPを参考

林道

森林施業の実施に必要な
路網の骨格となり、一部は
一般車にも利用される道



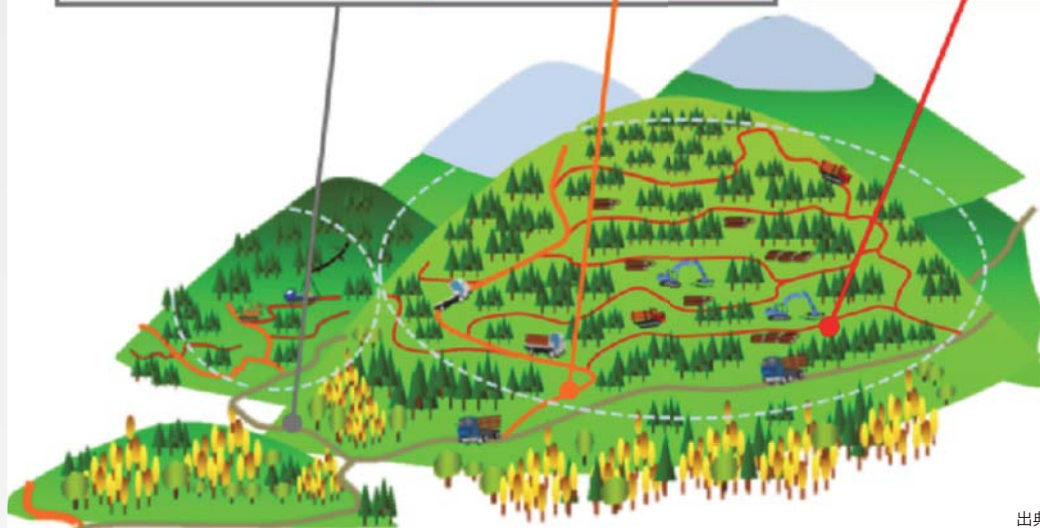
林業専用道

主に森林施業に利用
し、10ト積トラック等
の走行を考慮した道

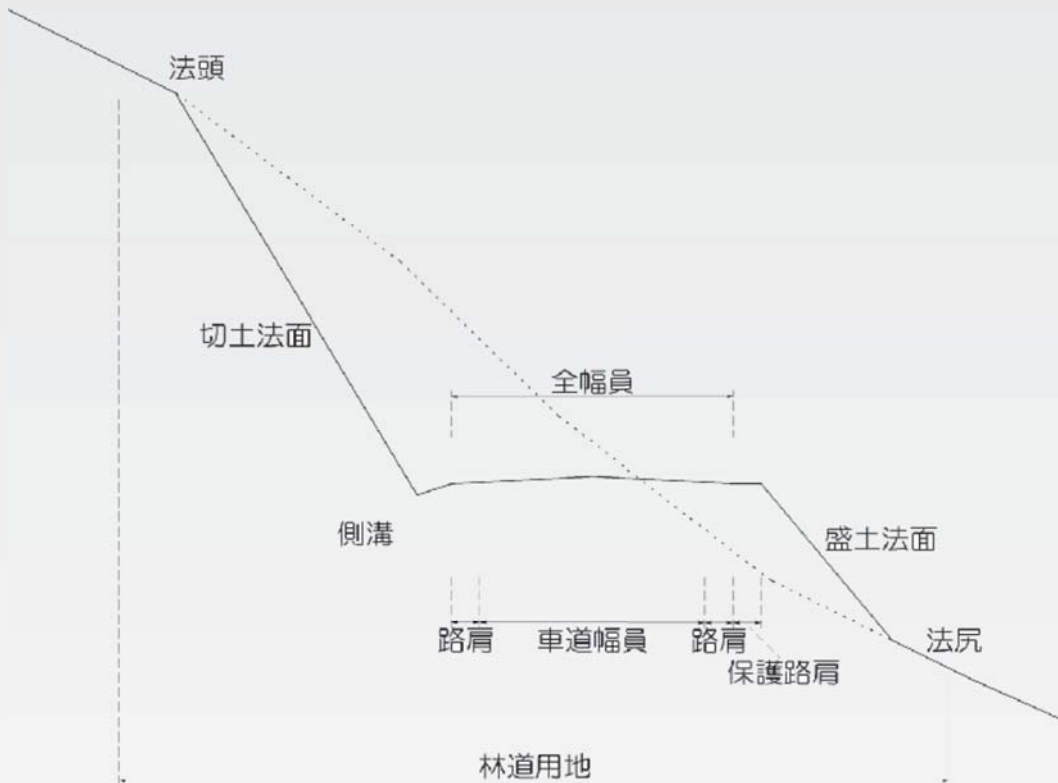


森林作業道

フォワーダ等の林業機
械の走行を想定した
森林施業用の道



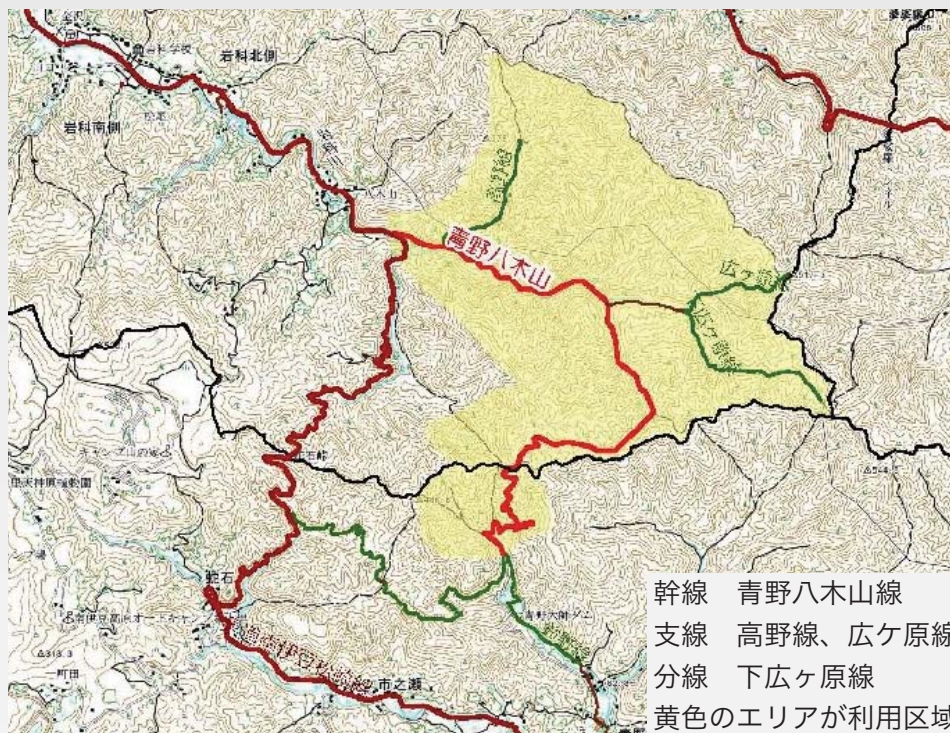
林道の構造



第2種1車線林道の基本的な構造



利用区域とは



林道における利用区域とは、林道により森林施業の効率化を図る事ができるエリアを指します



自動車の種類及び区分

種類	設計車両
第1種自動車道	セミトレーラー
第2種自動車道	普通自動車、小型自動車

なお、静岡県には第1種自動車道はありません

区分	車道幅員
自動車道1級	4.0m以上
自動車道2級	3.0m
自動車道3級	2.0m



林道規程による構造等

種類	区分	全幅員 (車両幅員)	最小 曲線半径	縦断勾配		設計車両
第2種	1級	5.0m (4.0m)	15m	9%	12% (14%)	普通自動車
	2級	4.0m (3.0m)	12m	9%	12% (14%)	普通自動車
	3級	3.0m (2.0m)	6m	9%	12% (14%)	小型自動車

設計速度20km/hの場合を想定

縦断勾配は、地形の状況その他の理由により必要な場合、交通安全施設等を設置することにより右欄の値以下とすることができる。

また、延長100m以内、前後に最低100m程度の緩勾配区間を設けることにより（ ）書きの例外値が適用することができる。



事業実施にあたっての区分

種別	利用区域	計画延長	自動車道区分
森林基幹道	1,000ha以上	7km以上	自動車道 1級、2級
森林管理道	50ha以上	1km以上	自動車道 1～3級
林業専用道	10ha以上	200m以上	自動車道 2級

